



がいこくじん  
**外国人**

ざいりゅう  
**在留マニュアル**

にほん はんざい ま こ  
日本で犯罪に巻き込まれず、  
あんぜん あんしん せいかつ おく  
安全安心な生活を送るために。

 東京都



警視庁



東京入国管理局

# もく じ 目 次

にほん  
日本のルール・マナー

P1 ~ P4

ちゅうい ほ にほん ほうりつ  
注意して欲しい日本の法律

P5 ~ P7

じてんしゃ の ちゅうい てん  
自転車に乗るときの注意点

P8 ~ P10

アルバイトをするうえでの注意

P11 ~ P16

ざいりゅう  
在留カードについて

P17 ~ P19

ちゅうちようき ざいりゅうしゃ とどけて ぎ む  
中長期在留者の届出義務

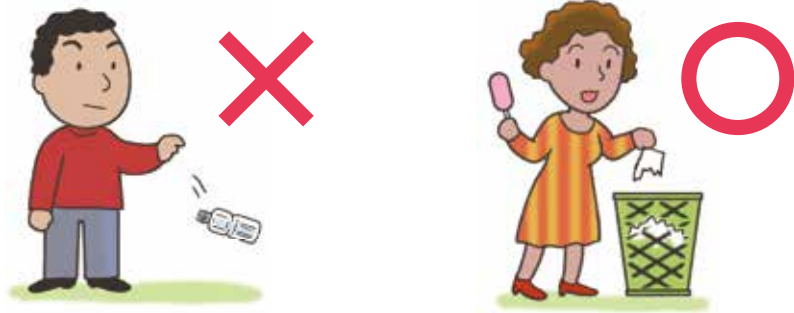
P20 ~ P23

こま れんらくさき  
困ったときの連絡先

P24

# にほん 日本のルール・マナー

◆ ゴミはゴミ箱に捨ててください。



ゴミは路上に捨てず、ゴミ箱に捨ててください。

◆ ゴミ出しのルールは守ってください。



ゴミを出すときは、日時・場所・ゴミの分別をきちんと守ってください。



粗大ゴミ等を不法投棄しないでください！



## ワンポイントアドバイス

\* 粗大ゴミを捨てたいときは、お住まいの区市町村が定めた処理方法に従ってください。

しゅうせきじょ す  
◆ 集積所に捨ててあるゴミを、  
かって も  
勝手に持っていかないでください。



しゅうせきじょ なか しげん  
集積所のゴミの中には、資源としてリサイクルされるものもあります。

とう す  
◆ アパート等に住むときは、  
ちんたいけいやくしよ ないよう まも  
賃貸契約書の内容を守ってください。

おおや きよか  
大家の許可なく、

- 同居人を増やす
- 他人に転貸する
- 部屋を大規模に改装する
- 犬や猫などのペットを飼う

ことはできません！



けいやくないよう いはん  
契約内容に違反すると、  
たいきよ めい か のうせい  
退去を命ぜられる可能性があります！



◆ アパートやマンションの廊下に  
ものを置かないでください。



アパートやマンションの廊下は、「共用スペース」でみんなの場所です。



あまりにもひどいと、退去を命ぜられる可能性があります！



ワンポイントアドバイス

\* 廊下に物を置いていると、火災や地震があったときに逃げ場を失います。

◆ 室内や廊下で、大声で騒いだり、  
大きな音で音楽を聴かないでください。



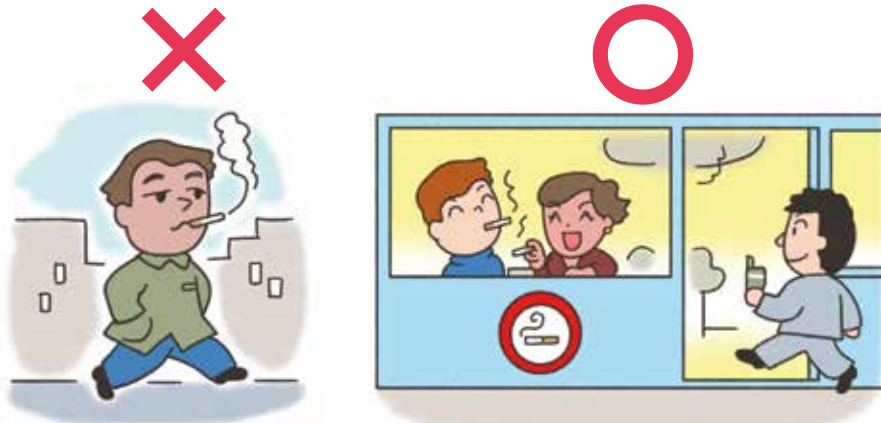
騒音がひどすぎると…



通報を受けた警察官から、注意を受ける可能性があります！



◆ タバコは喫煙場所<sup>きつえん ばしょ</sup>で吸<sup>す</sup>ってください。



ある 歩きタバコや、喫煙場所<sup>きつえん ばしょ</sup>以外<sup>いがい</sup>での喫煙<sup>きつえん</sup>はやめてください。  
また、タバコのポイ捨て<sup>す</sup>てもやめてください。

◆ 電車<sup>でんしゃ</sup>やバス<sup>なか</sup>の中では、携帯電話<sup>けいたいでん わ</sup>で話<sup>はな</sup>したり、  
おおごえ かいわ 大声<sup>ひか</sup>で会話<sup>かいわ</sup>したりするのは控<sup>ひか</sup>えましょう。



でんしゃ の ほか ひと めいわく  
電車<sup>でんしゃ</sup>やバス<sup>の</sup>に乗<sup>の</sup>っている他<sup>ほか</sup>の人<sup>ひと</sup>が迷惑<sup>めいわく</sup>します。

に ほん  
日本<sup>にほん</sup>では、このよう<sup>このよう</sup>なルール・マナー<sup>ルール・マナー</sup>を守<sup>まも</sup>りながら生活<sup>せいかつ</sup>  
しています。

がいこくじん およう さ に  
外国人<sup>がいこくじん</sup>のみなさん<sup>みなさん</sup>も、無用<sup>むよう</sup>のトラブル<sup>トラブル</sup>を避<sup>さ</sup>けるため、日<sup>に</sup>  
本<sup>ほん</sup>のルール・マナー<sup>そんちよう</sup>を尊重<sup>そんちよう</sup>してください。

# ちゅうい ほ にほん ほうりつ 注意して欲しい日本の法律

## てい き けん ほ けんしやう か か ◆ 定期券、保険証の貸し借りは、やめてください。



た にん てい き けん ほ けんしやう つか  
他人の定期券、保険証を使ったり…  
あくよう し じ ぶん てい き けん ほ けんしやう  
悪用されると知って、自分の定期券、保険証を  
か 貸したりすると…

ねん い か ちやうえき  
10年以下の懲役

## き けんぶつ も ある ◆ 危険物を持ち歩かないでください。

せいとう りゆう は ものとう きけんぶつ も ある ばあい とりしま う しょぼつ  
正当な理由なく刃物等の危険物を持ち歩いた場合、取締りを受け処罰され  
れます！



ナイフや催涙スプレー



### ワンポイントアドバイス

い か せいとう りゆう  
\* 以下は、正当な理由ではありません。

- 護身用に持つこと
- 何かに使用できるので便利だからと思い持つこと
- オシャレのつもりで、ファッションと考え持つこと
- 過去に仕事やキャンプで使い、その後全く使用していないのに片づけるのが面倒だから鞆等に入れたままにしておくこと

お た にん じてんしゃ  
◆ 置いてある他人の自転車に  
の  
乗っていかないでください。



えき みち お じてんしゃ の  
駅や道に置いてある自転車に乗ると…



ねん い か ちようえきまた まんえん い か ぼっきん  
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金

まんび はんざい  
◆ 「万引き」は犯罪です。

まんび だいきん しはら みせ しょうひん も かえ こうい  
「万引き」とは、代金を支払わずにお店から商品を持って帰る行為です。

まんび めす はこ み は に たす こうい すべ はんざい  
万引きは、盗む、運ぶ、見張る、逃げるのを助ける行為全てが犯罪  
に該当します！



ねん い か ちようえきまた まんえん い か ぼっきん  
10年以下の懲役又は50万円以下の罰金

にほん みせ  
日本のお店には、

- 防犯カメラが設置されています！
- 一般人を装った警備員が巡回しています！





ひろ もの こうばん とど  
◆ 拾った物は交番に届けてください。



ひろ さいふ かね じ ぶん もの  
拾った財布、お金、カードを自分の物にすると…

ねん い か ちょうえきまた まんえん い か ばっきん  
1年以下の懲役又は10万円以下の罰金



ワンポイントアドバイス

もの な ばあい けいさつ いしつとどけ ていしゅつ ふんしつぶつ み  
\*物を失くした場合、警察に遺失届を提出しておくとな紛失物が見つ  
かったときに自分の元に戻ってきます。

つきでんどう じ てんしゃ しょう ちゅうい  
◆ ペダル付電動自転車の使用に注意してください。



ひつよう じょうけん み しょう ばあい  
必要な条件を満たさず使用した場合・・・

ねん い か ちょうえきまた まんえん い か ばっきん  
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金



ワンポイントアドバイス

つきでんどう じ てんしゃ しはん でんどう じ てんしゃ  
\*ペダル付電動自転車は、市販されている電動アシスト自転車とは  
こと どうろじょう しょう ほあん きじゆん み げんつきめんきょ  
異なり、道路上で使用するには保安基準を満たすほか、原付免許や  
ナンバープレートが必要となります。

# じてんしゃのちゆういでん 自転車に乗るときの注意点

- じてんしゃ か もら  
◆ 自転車を買ったときや貰ったときは、  
ぼうはんとうろく てつづき  
防犯登録の手続をしてください。



警視庁  
原宿  
(A) -11111

じてんしゃ か  
自転車を買ったとき ▶ ぼうはんとうろく しんきとうろく ひつよう  
防犯登録の**新規登録**が必要です

じてんしゃ もら  
自転車を貰ったとき ▶ ぼうはんとうろく めいぎへんこう ひつよう  
防犯登録の**名義変更**が必要です



## ワンポイントアドバイス

ぼうはんとうろく めいぎへんこう もより じてんしゃてん てつづき  
\* 防犯登録の名義変更は、最寄の自転車店で手続できます。その際、  
てすりょう えん ざいりゅう じてんしゃぼうはんとうろく も かた  
手数料500円、在留カード、自転車防犯登録カード（お持ちの方）  
ひつよう じざん  
が必要になりますので、持参してください。

- じてんしゃ ちゆうりんじょう と  
◆ 自転車は駐輪場に停めてください。

じてんしゃ ちゆうりんじょう と  
自転車を駐輪場に停めず、  
えきまえとう かって ちゆうりん  
駅前等で勝手に駐輪すると…



てつきよ  
撤去されます！



てつきよ じてんしゃ へんかん  
撤去された自転車を返還してもらうには、  
てつきよりょうきん しはら ばあい  
撤去料金を支払う場合があります。

れい としまく えん しんじゆくく えん  
例 豊島区→5,000円 新宿区→3,000円

にほん くるま おな ほうりつ  
**◆ 日本では、車と同じ法律が**  
 じてんしゃ てきよう  
**自転車にも適用されます！**

じてんしゃりよう  
**自転車利用の5つのルール**

① じてんしゃ しゃどう げんそく ほ どう れいがい  
**① 自転車は、車道が原則、歩道は例外**



い か ばあい ほ どう つうこう  
 ただし、以下の場合は歩道を通行することができます。

- 「自転車通行可」の標識がある場合
- 13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が運転している場合
- 道路工事等で車道の左側通行が困難な場合

② しゃどう ひだりがわ つうこう  
**② 車道は左側を通行**

どうろ しゃどう ちゅうおう ひだり ぶ ぶん  
 \* 道路（車道）の中央から左の部分  
 つうこう  
 通行してください。



③ ほ どう ほ こうしゃゆうせん しゃ どう よ じょこう  
**③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行**



\* 自転車は、「自転車通行可」の標識がある道路では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行してください。その際、歩行者の通行を妨げるときは、必ず一時停止してください。

④ **安全ルールを守る**

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



⑤ **ヘルメットを着用**



\*東京都では、自転車に乗る際、ヘルメットの着用を推奨しています。

◆ **自転車運転者の違反取締りが厳しくなりました。**



2015年6月1日から

信号無視、携帯電話を使用しながらの運転、一時停止違反等の悪質運転危険行為をして、3年以内に2回以上摘発された自転車運転者は…

3か月以内に講習を受講する必要あり

講習を受講しなければ…

5万円以下の罰金

# アルバイトをするうえでの注意

## ◆アルバイトをする際は、 事前に資格外活動許可を受けてください。

\*「留学」「家族滞在」等の、就労が認められていない在留資格の方がアルバイトをする場合、又は、「技術・人文知識・国際業務」「経営・管理」等の、就労が認められている在留資格の方が活動範囲を超えてアルバイトをする場合は、資格外活動許可を受ける必要があります。



資格外活動許可を受けずにアルバイトをすれば…

- 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
- 強制送還の対象

## ◆アルバイトをする際は、 週28時間を超えて働かないでください。

2か所以上でも合計で週28時間以内に！

28時間 + 20時間 = 48時間



28時間以内に！

週28時間を超えてアルバイトをすれば…

- 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
- 強制送還の対象



### ワンポイントアドバイス

\*「留学」の在留資格で在留中の方は、学則で定める長期休暇中（夏休み、冬休み等）は1日8時間（ただし週40時間以内）まで働くことができます。



さい  
◆ アルバイトをする際は、  
ふうぞくてん はたら  
風俗店で働かないでください。



- スナック ● キャバレー ● パブ ● キャバクラ
- ホストクラブ ● ゲームセンター ● 麻雀店 ● パチンコ店
- ラブホテル ● テレフォンクラブ ● 店舗型ヘルス
- デリバリーヘルス ● 出会い喫茶 ● アダルトグッズ販売店
- アダルトビデオ販売店 ● 個室型ビデオ店
- インターネットを通じたアダルト画像の送信

じょうき みせ せいそういん さらあら  
上記の店では、清掃員、皿洗い、ウェイター、ホール  
スタッフ等であっても違反になります！

ふうぞくてん  
風俗店でアルバイトをすれば…

- 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
- 強制送還の対象

ふ ほうたいざいしゃ ふ ほうしゅうろうしゃ じょうほう  
不法滞在者、不法就労者の情報は、  
い か ほうほう れんらく  
以下の方法でご連絡ください。

- 電話 03-5796-7256
- 入国管理局のホームページからメール



にゅうこくかんりきょく つうほう けんさく  
入国管理局 通報 検索

さい  
◆ アルバイトをする際は、  
ふうぞくてん るいじ みせ ちゅうい  
風俗店と類似する店に注意してください。

- 客の隣に座り、会話をしたりお酌をするなどの接待行為がある飲食店
  - 性的サービスのあるマッサージ店
- などで働くと、取締りの対象となります！



てんちやう みせ ふうぞくてん りゅうがくせい はたら だいいょうぶ  
店長が、「うちの店は風俗店じゃないから、留学生が働いても大丈夫！」  
と言っても…

ふうぞくてん はんだん けいさつ  
風俗店かどうか判断するのは警察です。  
し はたら  
知らないで働いていたとしても、  
てきはつ か のうせい  
摘発される可能性があります！



NO!

がっこう や あと  
◆ 学校を辞めた後、アルバイトはできません。

りゅうがくせい たいがく じよせき あと  
留学生が退学・除籍となった後…



ざいりゅうし かく し かくがいかつどうきよか  
在留資格・資格外活動許可があってもアルバイトをすれば…



- 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金
- 強制送還の対象

はたら じ かん ばしょ せいげん し かくがいかつどうきよか う  
※ 働く時間と場所に制限があるのは、資格外活動許可を受けてアルバイト  
トをする方です。

とうろくりょう もと

ちゅうい

## ◆登録料を求めるアルバイトに注意してください。



じっさい しょうかい とうろくりょう  
実際にはアルバイトを紹介されず、登録料として  
かね と ひがい ふ  
お金をだまし取られる被害が増えています。



はじめ まえ とうろくりょう しょうかいりょう めいもく  
アルバイトを始める前に、登録料や紹介料の名目で  
かね ようきゆう ちゅうい  
お金を要求されたら注意してください。

りょこうしゃ

たい

じたく しゅくはくしせつ

## ◆旅行者などに対して、自宅を宿泊施設として

ゆうりょう ていきょう

## 有料で提供しないでください。

しゅくはくりょう じたく りょこうしゃ と げんそく ほけんじょう きょか  
宿泊料をとって自宅に旅行者を泊めるときは、原則、保健所等の許可  
う ひつよう  
を受ける必要があります！



むきょか しゅくはくじょ えいぎょう  
無許可で宿泊所を営業すると…

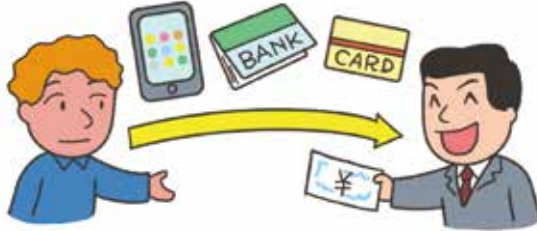


げつ い か ちょうえきまた まんえん い か ぼっしん  
6か月以下の懲役又は3万円以下の罰金

みんぱく きょか じょうれい きせい かんわ ちいき  
※民泊を許可する条例により規制を緩和する地域もあります。

い か こうい はんざい  
◆以下の行為は犯罪です！  
かんたん もう さそ もんく  
簡単に儲かるといった誘い文句の  
ちゅうい  
アルバイトに注意してください。

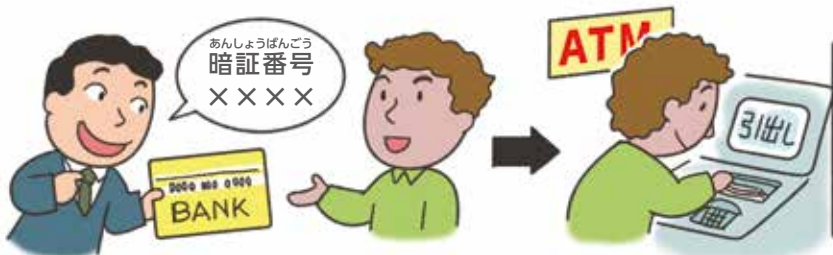
- けいたいでんわ つうちょう たにん う ゆず  
●携帯電話、キャッシュカード、通帳を他人に売る、譲る。



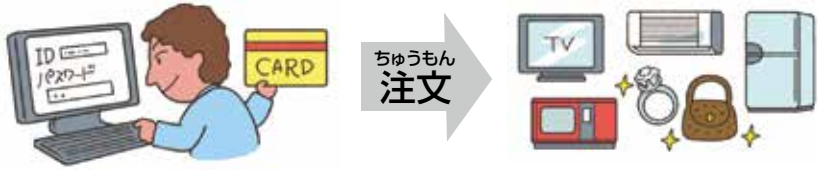
- けいたいでんわ ぎんこうこうざ たにん けいやく  
●携帯電話、銀行口座を他人のために契約する。



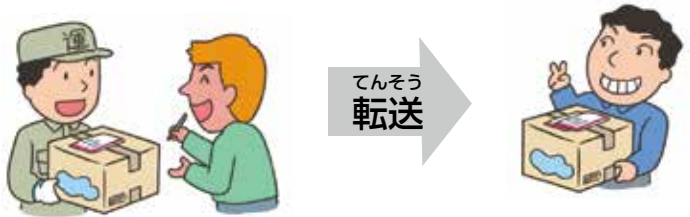
- たにん つか かね ひ だ  
●他人のキャッシュカードを使って、お金を引き出す。



- インターネット等で他人のクレジットカードを使用して、商品等を注文する。



- 宅配便を他人の名前で受け取ってはいけません。また、受け取った荷物を依頼人に渡したり、指定された場所に転送してはいけません。



他人の名前を書いて荷物を受け取る

指定された場所に転送

このような行為の背後には犯罪組織などが潜んでいて、本人に意識がなくても、犯罪の片棒を担いでしまうこととなります。簡単で儲かるからといって、安易に関わることはやめましょう。



これらの行為をした場合…

- 不正アクセス禁止法違反
- 犯罪収益移転防止法違反
- 携帯電話不正利用防止法違反
- 詐欺
- 窃盗
- 私印偽造

等の罪により、取締りの対象となります。



# ざいりゅう 在留カードについて

- がいしゅつ  
◆外出するときは、  
かなら ざいりゅう けいたい  
必ず在留カードを携帯してください。



かなら けいたい  
必ず携帯

ざいりゅう けいたい  
在留カードを携帯していなかったら…

まんえん い か ぼっせん  
20万円以下の罰金



## ワンポイントアドバイス

ちゅうちようきざいりゅうしゃ かた ざいりゅう も りよ  
\* 中長期在留者の方は、在留カードを持っていなければ、たとえ旅  
けん ほけんしょうとう みぶんしやうめいしよ も じょうき つみ と  
券や保険証等の身分証明書を持っていたとしても、上記の罪に問わ  
れます。

ちゅうちようきざいりゅうしゃ ざいりゅうしかく にほん ざいりゅう がいこくじん  
\* 中長期在留者とは、在留資格をもって日本に在留する外国人の  
うち以下のいずれにも当てはまらない方です。

- ① 「3か月以下」の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①～③に準ずるものとして法務省令で定める人

(注) なお、①～④に該当しない以下の人は中長期在留者では  
ありません。

- とくれいじょうりくきよか かりたいざいじょうりくきよか う ひと  
特別上陸許可、仮滞在上陸許可を受けている人
- とくべつえいじゅうしや  
特別永住者
- ざいりゅうしかく ひと  
在留資格がない人

けいさつ かん にゅうこくかんりきょく しょくいんとぅ  
**◆ 警察官、入国管理局の職員等から**  
ざいりゅう ていじ もと  
**在留カードの提示を求められたときは、**  
ざいりゅう ていじ  
**在留カードを提示してください。**



ざいりゅう  
**在留カードの**  
ていじ こば  
**提示を拒むと…**



ねん い か ちようえきまた  
**1年以下の懲役又は**  
まんえん い か ぼっせん  
**20万円以下の罰金**



**ワンポイントアドバイス**

けいさつかん にゅうこくかんりきょく しょくいんとぅ  
**\* 警察官、入国管理局の職員等は、** がいこくじん ざいりゅう ていじ もと  
**外国人に在留カードの提示を求**  
さい かなら みぶんしょうめいしょ けいたい  
**める際、必ず身分証明書を携帯し、** がいこくじん せいきゅう おう みぶん  
**外国人からの請求に応じて身分**  
しょうめいしょ ていじ  
**証明書を提示します。**

ざいりゅう な  
**◆ 在留カードを失くしたら、**  
にゅうこくかんりきょく さいこう ふ しんせい  
**すぐに入国管理局で再交付を申請してください。**



か い ない しんせい  
**14日以内に申請しなかったら…**



ねん い か ちようえきまた まんえん い か ぼっせん  
**1年以下の懲役又は20万円以下の罰金**



**ワンポイントアドバイス**

さいこう ふ しんせい いしつとどけしょうめいしょ どうなんとどけしょうめいしょ とどけで  
**\* 再交付の申請には、遺失届出証明書、盗難届出証明書 (届出をし**  
けいさつしょ はつきゅう こうばん はつきゅう  
**た警察署で発給、交番では発給されません)、り災証明書 (被害を**  
う くしちょうそん はつきゅう しょうめいしょ りよけんおよ しゃしん さいいじょう  
**受けた区市町村で発給) などの証明書、旅券及び写真 (16歳以上**  
かた ひつよう  
**の方のみ) が必要です。**

ざいりゅう か わた  
◆ 在留カードを貸さない、渡さないでください。



か  
貸さない！  
わた  
渡さない！

あくよう わ じぶん ざいりゅう か  
悪用されると分かって、自分の在留カードを貸すと…

- ねん い か ちようえきまた まんえん い か ばっきん  
・ 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金
- きようせいそうかん たいしよう  
・ 強制送還の対象



ワンポイントアドバイス

しっこう ざいりゅう たん か わた  
\* 失効した在留カードであっても、他人に貸したり、渡したりすると、上記の罪に問われます。

ぎ ぞう へんぞうざいりゅう き つ  
偽造・変造在留カードに気を付けてください！

にゅうこくかんりきよく ざいりゅう とう ばんごう ゆうこうせい  
入国管理局のホームページから、在留カード等の番号の有効性を  
かくにん  
確認することができます。

- ざいりゅう ばんごう  
● 在留カードの番号
- ざいりゅう ゆうこう きかん  
● 在留カードの有効期間

にゅうりよく ゆうこうせい かくにん  
を入力すればすぐに有効性を確認できます。



ざいりゅう かくにん けん さく  
在留カード 確認 検索

さつこん ざいりゅう とう ぎ へんぞう あくよう はっせい  
\* 昨今、在留カード等を偽変造したものなどが悪用されるケースが発生し  
ちゅうい ぎ へんぞう うたが ざいりゅう はっけん  
ていますのでご注意ください。もし、偽変造が疑われる在留カードを発見  
ば あい えんりよ とうきようにゅうこくかんりきよく と あ  
した場合は、遠慮なく東京入国管理局までお問い合わせください。



ワンポイントアドバイス

せいぎざいりゅうしゃ こうし もくてき ぎ ぞう へんぞうざいりゅう も  
\* 正規在留者でも、行使の目的で偽造・変造在留カードを持ってい  
ば あい おも つみ と  
た場合は、重い罪に問われます。

# ちゅうちようきざいりゅうしゃ とどけでぎむ 中長期在留者の届出義務

- ◆ 入国後、住む場所が決まったり、  
住む場所を変更したら、必ず 区市町村に  
新しい住所を届け出てください。

日本に入国後、住む場所が決まったら…



引っ越して、住む場所を変更したら…



14日以内に新しい住所を届け出なければ…

20万円以下の罰金

90日を超えて新しい住所を届け出なければ…

在留資格の取消し対象

虚偽の住所を届け出たら…

- 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金
- 在留資格の取消し対象



## ワンポイントアドバイス

\* 区市町村に住所を届け出る際は、必ず在留カードを持参してください。

- けっこん とう し めい せいねん がっぴ こくせき ちいき  
 ◆ 結婚等をして、氏名、生年月日、国籍・地域、  
 せいべつ へんこう にゅうこくかんりきょく ほう  
 性別を変更したときは、すぐに入国管理局に報  
 こく  
 告してください。



にち い ない ほうこく  
 14日以内に報告しなければ…

まんえん い か ばっきん  
 20万円以下の罰金

きょぎ ほうこく  
 虚偽の報告をすれば…

ねん い か ちようえきまた まんえん い か ばっきん  
 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金



ワンポイントアドバイス

にゅうこくかんりきょく ほうこく さい りょけん しゃしん ざいりゅう  
 \* 入国管理局に報告する際は、旅券、写真、在留カードのほかに、  
 しめい せいねんがっぴ こくせき ちいき せいべつ へんこう わ しりょう  
 氏名、生年月日、国籍・地域、性別を変更したことが分かる資料が  
 ひつよう  
 必要です。

ちゅうい  
 注意してください！

しゅつにゅうこくかんりおよ なんみん にんていほう さだ かくしゅ  
 出入国管理及び難民認定法で定められている各種  
 とどけで ぎ む りこく  
 届出義務を履行していないと、

ざいりゅう し かくへんこう きょか しんせい  
 在留資格変更許可申請

ざいりゅう き かんこう しんきょか しんせい  
 在留期間更新許可申請

さい しょうきよくてき ひょうか ふりえき しょぶん う かのうせい  
 の際、消極的に評価され、不利益な処分を受ける可  
 能性があります！



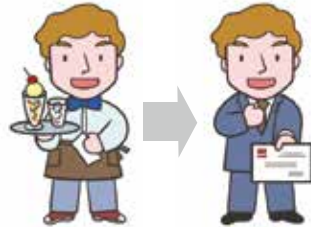
がっこう や こようさき へんこう ばあい  
**◆ 学校を辞めたり、雇用先を変更した場合は**  
にゅうこくかんりきょく とど で  
**すぐに入国管理局に届け出てください。**

とどけでぎ む ざいりゅうしかく  
**\* 届出義務がある在留資格**

きょうじゅ こう ど せんもんしよく けいえい かんり ほくりつ かいけいぎょうむ いりょう きょういく  
 教授、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、教育、  
 きぎょうないてんきん ぎのうじっしゅう りゅうがく けんしゅう けんきゅう ぎじゆつ じんぶん ちしき  
 企業内転勤、技能実習、留学、研修、研究、技術・人文知識・  
 こくさいぎょうむ こうぎょう ぎのう かいご  
 国際業務、興行、技能、介護

たいがく そつぎょう しんがく へんにゅう  
 退学、卒業、進学、編入

たいしよく てんしよく  
 退職、転職



とどけでぎ む  
**届出義務があるもの**

- がっこう こようさき しよぞく きかん めいしやうへんこう しょざい ちへんこうまた しょうめつ  
 学校、雇用先などの所属機関の名称変更、所在地変更又は消滅
- がっこう かつどうさき りだつまた いせき  
 学校、活動先からの離脱又は移籍
- こようさき けいやくしゅうりようまた あら けいやく ていけつ  
 雇用先との契約終了又は新たな契約の締結

にち い ない とど で  
**14日以内に届け出なければ…**

まんえん い か ぼっきん  
**20万円以下の罰金**

きよぎ とどけで  
**虚偽の届出をすれば…**

ねん い か ちやうえきまた まんえん い か ぼっきん  
**1年以下の懲役又は20万円以下の罰金**

にほんじん はいぐうしゃとう えいじゆうしゃ はいぐうしゃとう かぞく  
 ◆「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、家族  
 たいざい とくていかつどう ざいりゆうしかく ざいりゆうちゅう かた  
 滞在、特定活動」の在留資格で在留中の方は、  
 はいぐうしゃ りこん しべつ さい にゆうこくかんり  
 配偶者と離婚、死別した際は、すぐに入国管理  
 きょく とど で  
 局に届け出てください。



とどけでぎ む しょう はいぐうしゃ かつどう ざいりゆうしかく きそ  
 \* 届出義務が生じるのは、配偶者としての活動が在留資格の基礎となっ  
 ていて、それ以外の方は対象外となります。



ワンポイントアドバイス

はいぐうしゃ りこん しべつ さい く しちょうそん とどけで りこんとどけ し  
 \* 配偶者と離婚、死別した際は、区市町村への届出（離婚届、死  
 ぼうとどけ かなら にゆうこくかんりきょく とどけで ひつよう  
 亡届）だけでなく、必ず入国管理局への届出も必要になります。

にち い ない とど で  
 14日以内に届け出なければ…



まんえん い か ぼっきん  
 20万円以下の罰金

きょぎ とどけで  
 虚偽の届出をすれば…



ねん い か ちようえきまた まんえん い か ぼっきん  
 1年以下の懲役又は20万円以下の罰金

がっこう かどうさき けいやくさき や へんこう さい とどけで はいぐうしゃ りこん  
 \* 学校、稼働先、契約先を辞めたり・変更した際の届出、配偶者と離婚・  
 しべつ さい とどけで  
 死別した際の届出は、インターネットからでもできます。

にゆうこくかんりきょくでんしとどけで けんさく  
 「入国管理局電子届出システム」で検索！  
<http://www.immi-moj.go.jp/i-ens/>

# 困ったときの連絡先

きんきゅうじ

## 緊急時

じけん じこ さい  
事件・事故の際は

でんわ  
電話 110



かじ びょうき さい  
火事・病気・けがの際は

でんわ  
電話 119



## ざいりゅうしかくとう そうだん 在留資格等の相談は…

がいこくじんざいりゅうそうごう  
外国人在留総合インフォメーションセンターへ

でんわ  
電話 0570-013904

へいじつ じ ぶん じ ぶん  
(平日 8時30分～17時15分)

えいご かんこくご ちゅうごくご ご  
英語、韓国語、中国語、スペイン語、  
ポルトガル語、タガログ語に対応！



## せいかつ そうだん 生活の相談は…

とうきょうとがいかくじんそうだん  
東京都外国人相談へ

そうだんげんご 相談言語	そう だん び 相 談 日	でん わ 電 話
えい ぐ 英 語	げつようび きんようび 月曜日～金曜日	03-5320-7744
ちゅうごくご 中国語	かようび きんようび 火曜日・金曜日	03-5320-7766
かんこくご 韓国語	すいようび 水曜日	03-5320-7700

そうだん じ かん  
【相談時間】 9時30分～12時00分  
13時00分～17時00分



ちゅうい ほ にほん ほうりつ  
注意して欲しい日本の法律

- 定期券、保険証の貸し借り 刑法 246 条 ..... 5
- 放置自転車の横領 刑法第 254 条 ..... 6
- 万引き 刑法第 235 条 ..... 6
- 拾得物の横領 刑法第 254 条 ● 無免許運転 道路交通法第 117 条の 2 の 2 第 1 号 ..... 7

じてんしゃ の ちゅうい てん  
自転車で乗るときの注意点

- 防犯登録の義務 ..... 8
- 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 第 12 条 第 3 項
- 道路交通法の改正 ..... 10
- 道路交通法第 108 条の 3 の 4、第 120 条 第 1 項第 17 号

ちゅうい  
アルバイトをするうえでの注意

- 許可の取得 ..... 11
- 時間の制限 ..... 11
- 稼働場所の制限 ..... 12
- 学校を辞めた後のアルバイト ..... 13
- 無許可宿泊所の営業 ..... 14

ざいりゅう  
在留カードについて

- 携帯義務 ..... 17
- 提示義務 ..... 18
- 紛失時の報告義務 ..... 18
- 貸与、譲渡の禁止 ..... 19

ちゅうちようき ざいりゅうしゃ とどけで ぎむ  
中長期在留者の届出義務

- 住所の届出 ..... 20
- 身分事項の届出 ..... 21
- 所属機関の届出 ..... 22
- 配偶者との離死別の届出 ..... 23

※入管法 … 「出入国管理及び難民認定法」の略

# がいこくじんざいりゅう 外国人在留マニュアル



ふくすうげんご      ほんやく  
マニュアルは **複数言語** に翻訳しています！

 東京都

がいこくじんざいりゅう

外国人在留マニュアル

けん さく

検索



東京入国管理局は、平成 31 年(2019 年) 4 月から、  
東京出入国在留管理局に変わります。

発行：東京都

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

☎ 03-5388-2279

平成 31 年(2019 年) 3 月発行

日本語版

印刷物登録番号

( 30 ) 60

  
リサイクル適性  
この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。